

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 個人所得税の特別追加控除に関する説明

2023年8月、国務院は「個人所得税に関する特定追加控除基準の引き上げに関する通知」を発表し、3歳未満の乳幼児の保育、子供の教育、両親の扶養に関する個人所得税の特定追加控除基準を引き上げることを決定しました。調整後の控除基準は2023年1月1日から実施されます：

## 一、子供に対する教育支出

控除範囲	控除標準
1 子供が学前教育を受ける際の関連支出：全日制の学位取得教育の関連支出	1人の子供につき毎月2,000元を控除できます
子供が満3歳から小学校入学前の学前教育段階にある場合：学位取得教育には、義務教育（小学校、中学校教育）、高等学校段階の教育（普通高校、中等職業教育、技術教育）、高等教育（大学専門課程、大学学士課程、修士課程、博士課程教育）が含まれます	

## 二、3歳未満の乳幼児に対する保育支出

控除範囲	控除標準
納税者が3歳未満の乳幼児への保育に係る支出	1人の乳幼児につき毎月2,000元の定額控除を受けることができます

## 三、継続教育に係る支出

控除範囲	控除標準
1 納税者が学位取得のための継続教育を受ける場合	毎月400元を最長48か月間控除できます
2 技能労働者の資格取得や専門技術者の資格取得のための継続教育の場合	年間3,600元を控除できます

## 四、大病に係る医療費支出

控除範囲	控除標準
納税者またはその配偶者、未成年の子供が重大な病気にかかった場合、医療保険で補償された後の自己負担額が1.5万円を超える部分について	最大80,000元まで実際の支出額を控除できます

## 五、住宅ローンに係る利子支出

控除範囲	控除標準
初回購入の住宅ローン利子、控除期間は最大240か月（20年）です	月1000元、年間12,000元まで控除できます

## 六、家賃に係る支出

所在都市によって控除基準が異なり、3つのカテゴリーに分けられます：

控除範囲	控除標準
1 直轄市、省都、計画単列市および国務院が指定するその他の都市	毎月 1,500 元控除できます
2 上記以外の、人口 100 万人以上の市の市轄区	毎月 1,100 元控除できます
3 人口 100 万人以下の市の市轄区	毎月 800 元控除できます

## 七、両親の扶養

被扶養者とは、満 60 歳の父母、および子供がすべて亡くなった満 60 歳の祖父母、外祖父母を指します。

控除範囲	控除標準
1 一人っ子が両親を扶養する場合	毎月 3,000 元控除できます
2 一人っ子以外の場合、扶養の費用は扶養者が分担の場合	毎月合計で 3,000 元を超えない範囲で控除できます

## お見逃しなく！

中国の個人所得税の特定追加控除政策は、納税者の負担を軽減し、公平な税負担を促進するために設けられたものです。これらの特定追加控除は、課税所得を計算する際に収入から控除され、納税額を減少させることができます。